

放課後児童クラブの民間委託の検討について（答申案）

市から諮問のあった「放課後児童クラブの民間委託の検討」について、実施主体である市が民間事業者のノウハウを活かしながら、利用児童の体験活動など子どもの自主性を踏まえた提供プログラムの構築や、放課後児童支援員の資質向上を図り、放課後児童クラブの質的拡充を目指そうとする考え方に基づく基本的な方向性は妥当である。

ただし、次の意見を付すものとする。

- 1 事業者の選定において、サービスの向上に繋がらないといった状況が見込まれる場合には、公設民営の方向性の見直しを検討すること。
- 2 市民意見の聴取に関しては、放課後児童クラブの利用対象者が限定的であり、さらに民間委託の目的である質の向上については、利用者からの意見が必要となることから、全市的な意見提出手続によるものではなく、利用児童や保護者、学校、放課後児童支援員といった関係者に対し、不安が生じた中で運営を開始することがないように、丁寧な説明と意見聴取を行うとともに、取組を効果的に進められるよう、必要に応じ、公募の条件等への反映に努めること。
- 3 放課後児童支援員の質の確保については、民間委託を行う場合には事業開始までの準備期間においても、放課後児童支援員の研修機会の確保や指導体制の充実に努めること。
- 4 民間委託を行う場合には、実施主体である市が運営事業者に対して、提供プログラムや支援を要する児童への対応状況のほか、放課後児童支援員の処遇の向上が図られているかを適宜把握すること。
- 5 運営負担金の見直しについては、具体的なサービスの向上が見える形で示さなければ、利用者の理解を得ることは難しいと考えられることから、民間委託導入によって提供プログラムの充実や支援員の資質向上等が図られた段階で、改めて検討を進めることが望ましい。

なお、見直しにあたっては、他都市の状況も踏まえながら、低所得世帯の減免等の対応についても検討すること。